

右及申(通)報候也

「別記」 要求書

- 一、臨時休業中全従業員給料不審金額支給セヨ
- 二、臨時休業中全従業員給料不審金額支給セヨ
- 三、閉鎖の場合、即時左ノ解雇不審ヲ支給セヨ
 - (一) 一ヶ年未満 六十日分
 - (二) 二ヶ年未満 九十五日分
 - (三) 三ヶ年未満 百三十五日分
 - (四) 四ヶ年未満 百八十分分
 - (五) 五ヶ年未満 貳百三十分分
 - (六) 五ヶ年以上拾ヶ年未満ハ毎三十五日分を算
 - (七) 十ヶ年以上ハ一ヶ年増ス毎六十日分を算
 - (八) 十四日分ノ不審ヲ支給セヨ
- 四、特別不審ヲ支給セヨ
- 五、慰勞金ヲ支給セヨ
- 六、多額費用金額負担セヨ
- 七、本工場再興の場合、後前通りノ條件ヲ以テ全従業員採用セヨ

右要求ス 共同ゴム株式会社工員一同

勞秘第三七〇號

昭和八年九月三十日

警視總監 藤沼庄平

事務 大臣 山本達雄 殿
労働部 社会局長 官 殿

共同ゴム株式会社労働争議ニ關スル件(第二報一解決)

既報標記労働争議ハ前報後警察事故ナク當廳労働課ニ於テ
労資双方斡旋ノ結果九月二十六日別記資書ノ条件ニ依リ圓滿解
決セリ
右及申(通)報候也

8.11.6
1226

事務